

新	旧
<p>(1～3 略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 交通災害箇所、事故危険箇所の解消による生活道路の安全性の向上 緊急車両やデイサービス等福祉車両等の速やかな通行、工事用車両との離合の妨げとなる路面狭量箇所や損傷箇所等、事故の危険性のある箇所を平成<u>33</u>年度までに解消する。 交通障害箇所：<u>28</u>箇所（平成26年度）⇒19箇所（平成29年度）⇒0箇所（平成<u>33</u>年度）</p> <p>(目標2) 災害時孤立集落の解消 災害時に孤立する恐れのある集落をアクセス道路の整備により解消する。 災害時孤立集落：2集落（平成26年度）⇒2集落（平成29年度）⇒0集落（平成<u>33</u>年度）</p> <p>(目標3) 間伐実施面積の拡大 森林へのアクセス向上による間伐の効率化に伴い、年間間伐実施面積を拡大する。 年間間伐実施面積：18.0ha（平成26年度）⇒18.0ha（平成29年度）⇒22.0ha（平成<u>33</u>年度）</p> <p>(目標4) 観光交流人口の増加 ダム建設予定地である岩谷地区やその上流部にある河辺町で行われているイベント等への観光交流人口を増加させ、地域の活性化を図る。 観光交流人口：2,007人（平成26年度）⇒2,107人（平成29年度）⇒2,208人（平成<u>33</u>年度）</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1～5-2 略)</p>	<p>(1～3 略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 交通災害箇所、事故危険箇所の解消による生活道路の安全性の向上 緊急車両やデイサービス等福祉車両等の速やかな通行、工事用車両との離合の妨げとなる路面狭量箇所や損傷箇所等、事故の危険性のある箇所を平成<u>31</u>年度までに解消する。 交通障害箇所：<u>30</u>箇所（平成26年度）⇒19箇所（平成29年度）⇒0箇所（平成<u>31</u>年度）</p> <p>(目標2) 災害時孤立集落の解消 災害時に孤立する恐れのある集落をアクセス道路の整備により解消する。 災害時孤立集落：2集落（平成26年度）⇒2集落（平成29年度）⇒0集落（平成<u>31</u>年度）</p> <p>(目標3) 間伐実施面積の拡大 森林へのアクセス向上による間伐の効率化に伴い、年間間伐実施面積を拡大する。 年間間伐実施面積：18.0ha（平成26年度）⇒18.0ha（平成29年度）⇒22.0ha（平成<u>31</u>年度）</p> <p>(目標4) 観光交流人口の増加 ダム建設予定地である岩谷地区やその上流部にある河辺町で行われているイベント等への観光交流人口を増加させ、地域の活性化を図る。 観光交流人口：2,007人（平成26年度）⇒2,107人（平成29年度）⇒2,208人（平成<u>31</u>年度）</p> <p>5 地域再生を図るために行う事業 (5-1～5-2 略)</p>

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。
なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。()内は認定年月日。

市道岩谷松の久保線 (昭和60年3月15日)

市道ウリキサコ下嵯峨谷線 (昭和60年3月15日)

市道岩谷下嵯峨谷線 (昭和60年3月15日)

市道岩谷正覚線 (昭和60年3月15日)

(削除)

市道敷水上敷水線 (平成4年6月26日)

市道京造見の越線 (昭和60年3月15日)

市道ウシロイワ宮の前線 (平成16年12月15日)

- ・林道 森林法による地域森林計画 (平成26年12月変更) に記載済み。

林道岳山線

(削除)

(削除)

【施設の種類】 【事業主体】

- ・市道 大洲市
- ・林道 大洲市

【事業区域】

- ・大洲市

【事業期間】

- ・市道 平成27年度～平成33年度
- ・林道 平成31年度～平成33年度

【事業量及び事業費】

- ・市道 3.745km, 林道 2.8km

- ・総事業費 836,500千円 (うち交付金 404,933千円)

(内訳) 市道 757,500千円 (うち交付金 378,600千円)

林道 79,000千円 (うち交付金 26,333千円)

5-4 その他の事業

(略)

(5-4-1～5-4-2 略)

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。
なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。()内は認定年月日。

市道岩谷松の久保線 (昭和60年3月15日)

市道ウリキサコ下嵯峨谷線 (昭和60年3月15日)

市道岩谷下嵯峨谷線 (昭和60年3月15日)

市道岩谷正覚線 (昭和60年3月15日)

市道谷口敷水線 (平成10年3月31日)

市道敷水上敷水線 (平成4年6月26日)

市道京造見の越線 (昭和60年3月15日)

市道ウシロイワ宮の前線 (平成16年12月15日)

- ・林道 森林法による地域森林計画 (平成26年12月変更) に記載済み。

林道岳山線

林道奥の山線

林道岳線

【施設の種類】 【事業主体】

- ・市道 大洲市
- ・林道 大洲市

【事業区域】

- ・大洲市

【事業期間】

- ・市道 平成27年度～平成31年度
- ・林道 平成29年度～平成31年度

【事業量及び事業費】

- ・市道 3.881km, 林道 5.4km

- ・総事業費 906,500千円 (うち交付金 453,100千円)

(内訳) 市道 757,500千円 (うち交付金 378,600千円)

林道 149,000千円 (うち交付金 74,500千円)

5-4 その他の事業

(略)

(5-4-1～5-4-2 略)

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 道路（県道小田河辺大洲線改良事業）

内 容 ダム湖に水没する県道の付替（L=6.7km）及び旧肱川町中心を迂回するバイパス道路の整備（L=1.1km）を実施する。（愛媛県支援事業）

実施主体 国土交通省、愛媛県

実施期間 平成27年4月～平成39年3月

(2) 公営住宅（市営住宅の建替、新築）

内 容 水没に伴う市営住宅の建替及び水没移転者の移転先として住宅の建築を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成33年4月～平成39年3月

(3) 公民館等（自治センター等の公共施設整備）

内 容 水没する岩谷地区の自治センター等の整備を行う。（代替地取得・造成、建築）（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成30年4月～平成34年9月

(4) 消防（消防詰所、防火水槽の整備）

内 容 水没する岩谷地区の消防詰所の移転建替を行う。また、火災時の初期消火の水源として防火水槽の新設を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成33年4月～平成39年3月

(5) し尿処理（合併処理浄化槽の整備）

内 容 水源地域における水質保全を目指し、合併処理浄化槽の普及及び排水路の整備を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～削除

(6) 林業（森林整備）

内 容 整備計画に基づき、水源地域の森林保全に努める。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～削除

5-5 計画期間

・平成27年度～平成33年度

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 道路（県道小田河辺大洲線改良事業）

内 容 ダム湖に水没する県道の付替（L=6.7km）及び旧肱川町中心を迂回するバイパス道路の整備（L=1.1km）を実施する。（愛媛県支援事業）

実施主体 追加、愛媛県

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 公営住宅（市営住宅の建替、新築）

内 容 水没に伴う市営住宅の建替及び水没移転者の移転先として住宅の建築を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成29年3月

(3) 公民館等（自治センター等の公共施設整備）

内 容 水没する岩谷地区の自治センター等の整備を行う。（代替地取得・造成、建築）（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

(4) 消防（消防詰所、防火水槽の整備）

内 容 水没する岩谷地区の消防詰所の移転建替を行う。また、火災時の初期消火の水源として防火水槽の新設を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成28年4月～平成30年3月

(5) し尿処理（合併処理浄化槽の整備）

内 容 水源地域における水質保全を目指し、合併処理浄化槽の普及及び排水路の整備を行う。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

(6) 林業（森林整備）

内 容 整備計画に基づき、水源地域の森林保全に努める。（大洲市単独事業）

実施主体 大洲市

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5-5 計画期間

・平成27年度～平成31年度

6 目標達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、愛媛県大洲市が各目標に関するデータを収集し、速やかに状況を把握する。また計画年度終了後、無作為で抽出した事業範囲内の住民に対してアンケートを行い、満足度を調査するとともに、学識経験者等で構成された「水源地域の再生・活力あるまちづくり計画評価委員会」を開催し、達成状況の評価検討を行うこととする。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成26年 (基準年)	平成29年 (中間年)	最終目標
目標1 交通災害箇所、事故危険箇所の解消 (略)	28箇所	19箇所	0箇所

6-3 目標達成に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（大洲市治水課のホームページ）への掲載により公表を行う。

(6-4 略)

(7~9 略)

6 目標達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、愛媛県大洲市が各目標に関するデータを収集し、速やかに状況を把握する。また計画年度終了後、無作為で抽出した事業範囲内の住民に対してアンケートを行い、満足度を調査するとともに、大洲市関係部局で「地域再生計画評価会議」を開催し、達成状況の評価検討を行うこととする。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成26年 (基準年度)	平成29年 (中間年度)	最終目標
目標1 交通災害箇所、事故危険箇所の解消 (略)	30箇所	19箇所	0箇所

6-3 目標達成に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（大洲市治水第2課のホームページ）への掲載により公表を行う。

(6-4 略)

(7~9 略)